

見直しの主な論点と方向性（案） 《東京都地域医療医師奨学金》

資料 4 - 5

《主な論点》

1 勤務要件の変更

- (1) 対象診療科の拡大
- (2) 勤務地域要件の設定

2 地域枠医師の医師キャリアとの両立

3 その他

- ・特別貸与か一般貸与か（別枠入試か入学後手挙げか）、貸与金額は学費全額か一定額か
- ・新たな要件と令和3年度入試までの被貸与者の取扱い

《主な論点①》

1 勤務要件の変更 (1) 対象診療科の拡大

(現状)

- 都内で医師の確保が困難な①小児医療、②周産期医療、③救急医療、④へき地医療の4分野に限定

【特別貸与】被貸与者数 (R2.4.1現在)

年次	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	研修医 1年目	研修医 2年目	医師 3年目	医師 4年目	医師 5年目	医師 6年目	計
貸与開始年度	R2	H31	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	
被貸与者	25名	24名	25名	25名	25名	25名	25名	25名	24名	28名	12名	5名	268名
うち離脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1名	-	-	1名
うち継続	25名	24名	25名	25名	25名	25名	25名	25名	24名	27名	12名	5名	267名
小児									6名	6名	5名	3名	20名
周産期									6名	11名	3名	2名	22名
救急									10名	8名	3名	0名	21名
へき地									2名	2名	1名	0名	5名

【一般貸与】被貸与者数 (R2.4.1現在)

年次	5年生	6年生	研修医 1年目	研修医 2年目	医師 3年目	医師 4年目	医師 5年目※	医師 6年目	医師 7年目	医師 8年目	医師 9年目	医師 10年目	計
貸与開始年度	R2	H31	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	
被貸与者	-	-	-	6名	5名	8名	8名	8名	16名	13名	15名	14名	93名
うち離脱	-	-	-	0名	1名	4名	1名	2名	4名	3名	7名	2名	24名
うち継続・完了	-	-	-	6名	4名	4名	7名	6名	12名	10名	8名	12名	69名
小児					2名	2名	2名	2名	6名	2名	2名	6名	24名
周産期					1名	2名	4名	2名	3名	3名	4名	2名	21名
救急					1名	0名	1名	2名	3名	5名	2名	4名	18名
へき地					0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

※医師5年目には、医師6年目以降であるが育休等により指定勤務が終了していない医師3名を含む

- 令和2年4月1日時点で、特別貸与・一般貸与合わせて、小児44名、周産期43名、救急39名、へき地5名、計131名を輩出
⇒ へき地選択は少数であるが各診療分野とも比較的バランスよく輩出 ※ただし、へき地は勤務先が限定されるため、多すぎても困難

(検討)

○ 既定診療科、診療分野の扱い

- ⇒ 周産期（産科・産婦人科）・救急は、専攻医募集シーリングでもシーリング対象外6科に含まれ、へき地は、都内の山間（奥多摩・檜原）・島しょ地域での勤務を求めるものであり、従前どおり医師の確保が困難な分野とする。
- ⇒ 小児科については、専攻医募集シーリング対象科とされているが、特に多摩地域の小児科医確保の要望は強く、また、診療所従事割合、女性医師割合ともに比較的高いことから、従前どおり医師の確保が困難な分野とする。

○ 診療科、分野の追加について

- ・既定分野以外で特に医師が不足する分野、今後の一層の高齢化に備えて医師の確保が必要な分野の追加を検討
- ・東京都医師確保計画においては、検案・解剖医の確保・育成、公衆衛生医師の確保を課題としている。

《診療科を限定する他県の事例》

神奈川県：産科・小児科・外科・麻酔科・内科・救急科・総合診療の7科

(方向性)

- 医師の確保が困難な現行4分野（小児・周産期・救急・へき地）は引き続き維持してはどうか。
- 既定分野以外で特に医師が不足する診療分野、今後の一層の高齢化に備えて医師の確保が必要な診療分野等の追加を検討してはどうか。その場合具体的な診療科はどの診療科がよいか。

《主な論点②》

1 勤務要件の変更 (2) 勤務地域要件の設定

(現状)

- 4分野のうち、へき地医療のみ山間（奥多摩・檜原）・島しょで、初期臨床研修期間を除く4年半の従事要件を設定（指定期間9年の1/2）それ以外の3分野（小児、周産期、救急）については勤務地域の要件なし。

(検討)

【前提】

○ 東京都医師確保計画（令和2年3月）の策定

都は医師多数都道府県とされ、他道府県からの行政施策による医師の確保が禁止。一方で、二次医療圏単位では西多摩、南多摩、島しょが医師少数区域として、医師の偏在是正が必要な地域とされた。

○ 地域要件の追加と受験生の確保

令和元年12月に実施した現行地域枠の被貸与者アンケート調査の結果によると（資料4-1及び4-3参照）、一定の勤務地域要件の追加も診療科の拡大と合わせて行うことで、受験意欲の低下を防ぐことができる。

⇒ 医師の偏在是正策として奨学金の活用が可能。ただし、受験者の数・質の確保のためには、過度な制約とならないよう慎重な要件設定が必要

【対象地域の検討】※ 対象地域設定の例

1 医師少数区域（西多摩・南多摩・島しょ）

国が医師確保計画で採用している考え方。計画上、医師の偏在是正が必要な地域。勤務地域としては限定的

2 医師多数区域以外の地域（区東北部・西多摩・南多摩・北多摩北部・島しょ）

医師確保計画における医師多数区域以外の地域。医師少数区域に、区東北部、北多摩北部を追加

3 医師不足地域（区東北部・区東部・西多摩・南多摩・北多摩西部・北多摩北部・島しょ）

国が専門医認定支援事業補助金で採用している考え方。二次医療圏別の人口10万人当たり医師数が全国値を下回る圏域

【年数要件の検討】

1の地域要件単独での年数設定は困難。一方で、1の地域が医療法に基づき医師の偏在是正が必要とされる地域

⇒ へき地を除く診療分野に特定地域での一定年数（2年、3年、4年、4年半等いずれか）の勤務要件を追加。併せて、インセンティブとして、医師少数区域で勤務した場合に勤務地域要件の年数を短縮（1年又は2年等）など検討

※4年半のへき地勤務を要するへき地分野は、へき地医療を特に強く志す医師向けのコースとして存続

(方向性)

○へき地以外の分野に新たに勤務地域要件を付与し、特定地域での一定期間の勤務年数を設定し、医師少数区域の勤務には勤務地域要件短縮のインセンティブを設定することなどを検討してはどうか。

○診療科・診療分野によって異なる勤務地域要件・年数の設定を検討してはどうか。

《主な論点③》

2 地域枠医師の医師キャリアとの両立

(現状)

- 条例規定により、3年を上限に病気休職、育児休業、やむを得ない理由として、専門研修プログラムの中での他県勤務を認めている。
- 臨床研修病院は、都内に所在する当該被貸与者が卒業した大学附属の病院に限定

参考：東京都地域医療医師奨学金貸与条例

第三条（指定勤務の定義）五 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される医師法第九条に規定する医師国家試験（以下「国家試験」という。）に合格した後、速やかに医師免許（以下「免許」という。）を取得し、災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があると認められる期間（通算して三年間を上限とする。）を除き、直ちに、病院等において引き続き医師の業務に従事することをいう。

第十四条（返還債務の履行猶予）知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる理由が継続する期間、特別奨学金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。ただし、第三号にあっては、通算して三年を超えてはならない。

- 一 指定勤務を行っているとき。
- 二 大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場合において、病院等で働く意思を有し、かつ、大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。
- 三 やむを得ない理由により返還債務が履行できないと認められるとき。

(検討)

○ ライフイベントやキャリア形成上の希望への配慮の必要性

キャリア形成プログラム運用指針について（平成30年7月25日付 医政発0725第17号厚労省医政局長通知）により、被貸与者のキャリア形成への配慮が規定

《他県の事例》

- 神奈川県：留学・大学院は3年まで（医対協協議で延長可）、災害・負傷・疾病・育児休業は期間制限なし
- 千葉県：留学・大学院等は4年まで、災害・病気・出産・育児等での休業は4年間に加算

参考：2（5）対象期間の一時中断等

- ア キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされている必要がある。
- イ 海外留学、基礎研究、臨床研究、行政等の個々の就業形態について、キャリア形成プログラムの対象期間にどの程度の期間含めることを認めるか、一時中断として取り扱うか否かについて、都道府県ごとに実情に応じた整理を行い、事前に公表するものとする。
- ウ 対象期間の一時中断は、都道府県知事が対象医師の申出を受けた場合であって例外的にこれに応じることが適当と認めるときその他必要と認めるときに認められ、中断事由が解消するまでの間、認められる。

○ 東京都の臨床研修定員上限の削減傾向

地域枠の学生を卒業後も引き続き育成する各大学の意向は強いが、都内の臨床研修定員の削減が続いており配慮が必要

(方向性)

- 大学院進学や海外留学については、キャリア形成上配慮すべき事由として、期間制限を設けて履行猶予を認めてはどうか。
- 育児や病気、介護等のライフイベント・療養事由についての一層の配慮を検討してはどうか。
- 臨床研修病院については、制度的制約や被貸与者のキャリアに配慮した検討をしてはどうか。

《主な論点④》

3 その他

- ・特別貸与か一般貸与か（別枠入試か入学後手上げか）、貸与金額は学費全額か一定額か
- ・新たな要件と令和3年度入試までの被貸与者の取扱い

特別貸与か一般貸与か（別枠入試か入学後手上げか）、貸与金額は学費全額か一定額か

- 事業実績からは、特別貸与による学費全額の貸与が離脱率が低い。
 - 大学との意見交換においては、恒久定員内での別枠入試、入学後手上げともに、検討し得る選択肢
- ⇒ 特別貸与（別枠入試）・一般貸与（入学後手上げ）ともに具体的制度案の検討を行い、議論によって絞り込みを行ってはどうか。

新たな要件と令和3年度入試までの被貸与者の取扱い

- 今回、提示する見直し案は、令和4年度入試に向けた見直し案
 - 今後実施する令和3年度入試までの被貸与者にとっては、制限となる要素、改善となる要素ともに存在
- ⇒ 被貸与者にとって不利益とならない要素（キャリアとの両立の部分等）については、法規部門との調整により可能な部分は、令和3年度入試までの被貸与者に対しても適用してはどうか。